

日本の変死体の解剖率は数%。ずさんな死因究明が犯罪を黙認している



柳原三佳

personal data

やなぎはら・みか 1963年京都府生まれ。京都女子大学短期大学部国文学部卒業後、雑誌編集記者を経て、ジャーナリストとして独立。「週刊朝日」などに交通事故や自動車保険の告発ルポを連載、これが自賠責保険制度の大改正につながり話題を呼ぶ。検視・司法解剖問題の取材も精力的に行い、日本の死因究明のひずみを鋭く指摘する記事を各誌に発表し、犯罪捜査の根幹に一石を投じた。著書に「死因究明——葬られた真実」「交通事故被害者は2度泣かされる」「示談交渉人襲撃ファイル」「自動車保険の落とし穴」など多数。

日本の司法解剖率は先進国で最低レベル

「日本人の死因究明は、本当に正しくおこなわれているのだろうか」

私の中にそんな漠然とした疑問が芽生え始めたのは一九九七年(平成九年)、後に「保土ヶ谷事件」と呼ばれる事件について、遺族から相談を受けたことがきっかけだった。

神奈川県保土ヶ谷区の交差点で、破損したジープ車内に男性が倒れているのが見つかった。男性は最初の発見からおよそ一時間後、病院に運ばれたが死亡。警察は死因が「心筋梗塞」＝病死だったと遺族に説明した。ところが葬儀後、死体検案書に目を通した遺族は目を疑った。そこには「司法解剖した」と記されていたからだ。じつは納棺

のとき故人の身体を見ていた遺族は、頭部にも腹部にも解剖の傷跡などなかったことをはっきりと記憶していた。

最初に駆けつけた警察官は、男性が酔って寝ているかと思いついで放置した……、そして、救護義務を怠ったことを隠すために虚偽の死体検案書を作成したのではないかと、ずさんな警察の対応に怒りを覚えた遺族は裁判に訴えた。しかし、法廷に立った横浜市の監察医と神奈川県警の警察官は、「たしかに解剖はおこなった」と遺族側の主張を否定。なんと、本人とわかる解剖写真は一枚も示さず、誰のものかわからない心臓の断片のみを証拠として提出してきたのだ。

この事件の記事を発表してからというもの、私の元には肉親の死因に疑問をもった遺族から、深

刻な訴えが次々と寄せられるようになった。

「息子は解剖もなしに事故死と判断されたが、本当は殺されたのではないか」

「夫は死体発見直後に自殺と決め付けられたが、理由がまったく見当たらない」

しかし、遺体が火葬されてしまうと証拠は何も残らない。結果的に真実を追究することは難しいのが現実だ。

日本では毎年約一〇〇万人が死亡し、そのうち病院以外の場所で不慮の死を迎える人は年間約一五万人にのぼっている。ところが、かなり疑わしい死体でも日本では司法解剖にまわされないケースが多く、二〇〇七年の司法解剖率はわずか三八パーセントにとどまっている。じつはこの数字は世界的に見ても最低レベルで、変死体解剖率が五〇パーセントを超えている欧州諸国と比べると、異様な低さである。

現行の検視制度が「事件」を見逃している

日本では、死体が発見された場合、まずは「検視」がおこなわれる。その死が犯罪に起因するものであるかどうかを判断するためだ。

刑事訴訟法第二二九条第一項には、「変死者又

は変死の疑のある死体があるときは、その所在地を管轄する地方検察庁又は区検察庁の検察官は、検視をしなければならぬ」と規定されているが、実際は警察官が代行しているケースが大半だ。警察庁によると、検視にあたる警察官は、自らの「五官」を使って死体の見分をするという。つまり自分の視覚・聴覚・嗅覚・味覚・触覚を駆使して、死体を外見から観察し、犯罪に起因するものかどうかを見極め、犯罪性が疑われるものは解剖に、そうでないものはそのまま遺族に引き渡す。したがって法医学者の目に触れることなく火葬されてしまうのである。

つて保険金を受け取っていたことから、保険会社は民事裁判に訴えた。公判では女性の死因が「トリカブト毒による中毒」と判明。神谷は一審判決で殺人罪を問われ、無期懲役を言い渡された。二〇〇〇年、最高裁は上告を棄却、神谷の無期懲役が確定した。

しかし、法医学の専門家でない警察官が、現場検証と自らの「五官」による死体見分だけで死因や犯罪性の有無を正確に判断することができるのだろうか。

*1 司法解剖 日本では検視の上、犯罪の疑いのある死体について検察庁や警察官が裁判所の令状を取って法医学者に司法解剖を依頼する。一般に遺族の了承を得て行われるが、承諾が必須というわけではない。また原則として、捜査が終わるまで解剖結果は遺族に示されない。

記憶に新しいのは、二〇〇七年に起きた力士の

*2 わずか三八% 警察庁刑事局捜査一課調べによると、〇七年の司法解剖は、交通事故を除く一五万四千九百九十九体のうち、五九〇一一体だった。(筆者注)

時太山死亡事件だ。

この事件が発覚した直後、某誌から執筆依頼を受けていた私は、遺族が自宅で撮影したという遺体のカラー写真を見た。愛知県警犬山署はあの凄惨な遺体をなぜ司法解剖にまわさなかったのか……。それだけではない。県警本部から検視官を呼ぶことすらせず、早々と「虚血性心疾患」＝「病死」と判断し、しかも、もつとも重要な証拠である遺体を、加害者である親方に引き渡していたというのだから、ぞっとする。もしあのとき、遺族が地元の新潟大学に解剖を依頼していなかったらどうなっていたか。おそらく死因は「病死」のまま、事件は立件されることなく、一人の青年の死は闇に葬られていただろう。

パロマのガス器具による一酸化炭素中毒事件も、検視制度の不備が被害を拡大させた象徴的なケースだった。

一九九八年一月、北海道北見市のアパートの浴槽で男性(当時二九歳)が変死体となって発見された。現場に駆けつけた北見署の警察官は、「一人暮らしの男性が酒に酔って入浴中に急性心不全を起こして溺死した」と判断。遺族が希望したにも関わらず司法解剖はおこなわれず、遺体は茶

毘に付された。それからわずか五カ月後、悲劇はふたたび起こった。この男性と同じ部屋に同居した男女二人が、一酸化炭素中毒で死亡したのだ。その後も、全国各地でガス器具の不具合による死亡事故が相次いで発生したが、一人目の被害者が出たときに司法解剖をおこない、しっかりと死因を突き止めていければ、二人目、三人目の被害者を出さずにすんだかもしれない。

変死体をすべて解剖する都市・ウィーン

「犯罪白書」によれば、二〇〇六年の殺人事件の検挙率は九六・八パーセント。その理由については、「殺人の認知件数は、おおむね横ばい傾向にある。検挙率は、安定して高い水準を維持している」と記されている。しかし、このトリックに騙されてはいけない。殺人事件の「認知件数」自体が最小限に抑えられているのだから、「検挙率」が高い水準になるのは当然である。そもそも司法解剖率三・八パーセントの国が殺人の検挙率を云々しても、それはまったく無意味だといえるだろう。

二〇〇七年、私はオーストリアの首都・ウィーンを訪れ、解剖の現場取材した。人口約一六〇万人のウィーンでは、年間約一八〇〇体の変死体

が発見される。そのうち犯罪性が明らかでない二〇〇体は、警察や裁判所経由で法医学教室にまわされ、残りの一六〇〇体は衛生局から運ばれてくる。つまり、犯罪死体もそうでないものも最終的にはすべて解剖室に運ばれ、全部解剖されているのだ。

驚いたのは、衛生局経由で運ばれてきた一六〇〇体のうち、解剖することによって二〇件くらいは犯罪性が発覚しているという事実だった。つまり、現場や死体の状況から「犯罪性なし」と判断されても、一・二五パーセントの割合で犯罪死体が紛れ込んでいるということになる。これはまさに、解剖率一〇〇パーセントの都市だからこそ導き出せる貴重なデータだ。日本の場合、解剖されない変死体が年間約一四万體。少々乱暴だが、この数字にウィーンの犯罪死体発見率をそのままあてはめると、なんと年間一七五〇件の「犯罪」が見逃されている計算になる。

死因究明は生きている者の権利を守ること

とはいえ、すぐに解剖数を増やすことは、人的にも、また予算的な面でも難しい。実は、二〇〇五年までは日本の司法解剖経費は一体わずか七万円(計約三億五〇〇万円)。各大学の法医学教

室に対しては、解剖に使用するメスなどの消耗品代や各種検査費用も出ないという実情だった。法医学会からの切実な要望を受け、現在はなんとか一体約二二万円まで引き上げられたが、それでも予算は年間約五〇〇〇体分しか計上されておらず、根本解決には程遠いのが現実だ。

日本の死因究明制度は、今まさに、崩壊の危機に瀕している。しかし、ここへ来てようやく前向きな動きも出始めた。一連の問題を重く見た衆院法務委員会の議員団が、「死因究明制度改革に関する提言」をまとめ、二〇〇八年八月二十八日、保岡法務大臣に提出したのだ。自民党を中心とした超党派の勉強会も開かれており、制度改革に向けて具体的な動きが始まると期待されている。

死因を正確に判断することは、犯罪を見逃さないだけでなく、伝染病や事故の再発防止、また適正な保険金支払いなど、生きている者の権利を守ることでもある。この問題はもはや警察庁だけで解決できるレベルではない。縦割り行政を見直し、厚労省、文科省など関係省庁との連携を深めた上で、現行制度の抜本改革が急がれている。

「死」を避けて通れる人は誰もいないのだから。

*6 殺人事件の「認知件数」自体が最小限

「焼かれる前に語れ」(WAVE出版)の共著者である千葉大学法医学教室の岩瀬博太郎教授は、本書の中で司法解剖の重要性を次のように述べている。「日本の警察は、目撃者がいない、争った形跡がない、自白する者がいない、客観的な犯罪性がない場合、なかなか司法解剖にまわさずしてしまいます。これは非常に危険です。たとえば、腹を蹴られて死んだケースでも、腹部に外傷が残っていないことがよくあるし、頭蓋内出血なども本来はCTを撮るか、解剖しなければ絶対に判断できません。薬毒物も検査しなければ絶対にわかりません。おそらく、検案に携わる多くの医師が、きちんとした医学的検査もせずに、警察に書かれているまま死体検案書を書かれているのが実情でしょう」(筆者注)

*7 司法解剖の予算
日本のベトナム市場が五分〇億円規模となるなか、犯罪捜査の根幹ともいえる司法解剖の予算がその五分の一と

いう現実には、法医学者は大きなショックを受けていた。(筆者注)
*8 「死因究明制度改革に関する提言」
提言の中では、「死因不明の全死者に対し、解剖や薬毒物検査などが適正に行われる体系的な新制度の創設が必要」とし、異状死の解剖率を五年後には二〇パーセント(年間三万件)となるよう体制を整備することを求めている。(筆者注)



筆者が推薦する基本図書

- 「焼かれる前に語れ」司法解剖医が聴いた哀しき遺体の声」岩瀬博太郎・柳原三佳著(WAVE出版)
- 「死因究明」葬られた真実」自著(講談社)

「基礎知識」 DNA鑑定の精度はどのように上がったか？

■先進諸国の、変死体・捜査

欧米諸国では、変死体が発見されると、積極的に死因の究明に乗り出す。たとえ犯罪の可能性が低くても、変死体を解剖し、徹底的に死因を突きとめる傾向がある。とくにイギリスでは、変死体の解剖率が高い。すべての変死体は、警察や医師からコナー（検視官）に届けられる制度が確立しているからだ。コナーの大半は弁護士で、医師が兼ねる場合もある。コナーの判断によって、警察医や法医学者に解剖を依頼するかどうかが決まる。その結果、変死体の六割以上が解剖され、外因死であることがわかると、陪審員のもとにコナーが裁判官役をとめる検視裁判が開かれる。裁判では、死因だけでなく、死者の身元なども決められてゆく。

コナー制度の歴史は古く、中世イングランドにまで遡る。当時、支配者であるフランス系ノルマン人の不審死が発見された場合に土着のサクソン人の犯行かどうか死因を探るため、コナー（語源はラテン語のクストス・プラキトムル・コナーエー王室財産守護者）が誕生し、検視官制度が整備された。このコナー制度はアメリカに伝わったが、戦後は

独自の検視制度が確立されるようになった。コナーにかわって法医学の資格をもつ医師が検視にあたる監査医制度が全州で設けられたのである。監察医は、警察とは異なる検視局という独立機関に属し、守備範囲が広い。犯罪捜査の検視だけでなく、医療事故の究明にあたり、臓器移植の際には臓器摘出の可否を判断する。

カナダにも、独立した検視機関がある。犯罪絡みの検視だけでなく、医療機関で医療過誤が発見されると、検視官に報告されるようになってきている。一般の医師が解剖すると、医療機関に有利な解剖所見が出てくる恐れがあるからだ。またフランスやドイツなど西欧諸国では、検察庁や裁判所などが変死体の死因究明を担い、司法当局の囑託によって大学の法医学教室が司法解剖を手がけている。

■精度が向上したDNA鑑定

科学技術の進展にともない、犯罪捜査にも最先端の科学技術が採用されるようになった。その代表格がDNA鑑定である。遺伝子の本体であるDNA（デオキシリボ核酸）には、塩基という分子の配列がある。DNA鑑定とは、この塩基配列の違いで個人を認識す

しかし近年、DNA鑑定の精度は飛躍的に高まった。〇三年八月、日本人で最も出現頻度の高いDNA型の組み合わせの場合で、約一〇〇万人に一人の割合で個人識別を可能とする検査法が導入された。さらに〇六年一月には、約四兆七〇〇〇億人に一人を特定できるという驚異的なシステムが稼働した。これによりやく犯人特定だけでなく、冤罪防止にも役立つようになったのである。

■進むDNAのデータベース化

DNA鑑定は、指紋鑑定以来の有力な捜査法になった。DNA鑑定の結果が決定打となって、過去の事件が解決するというケースが増えている。〇七年一月、公訴時効が一年に迫っていた強盗殺人犯が、女性用の下着を民家に投げ捨てたとして不法投棄の容疑で逮捕された。大阪府警は、下着に付着していた

血痕をDNA鑑定し、犯人を割り出して逮捕した。検索システムで照会すると、この遺留DNA型記録が、九四年に発生した強盗殺人事件の現場で押収されたタオルに付着した精液から検出された遺留記録と一致したのだ。警察庁では、〇四年二月から犯罪現場の遺留品から採取したDNA型の記録を登録し、データベース化に着手した。さらに〇五年九月には、被疑者の身体から採取された毛髪などの「資料」も、検索システムに加えるようになった。

イギリスでは、交通違反を含む約二〇〇万人の逮捕者のデータベースがある。新たな事件現場で採取されたDNAと照合することによって、一週間に数百人も再犯者が見つかるという。その結果、犯人の検挙率は五〇％もアップした。アメリカにも、犯罪者に関するDNAのデータベースがあり、過去に逮捕された数百万人のDNA情報が保存されている。アメリカでは犯罪現場の四〇％で、犯人と思われるDNAを検出している（大石道夫「DNAの時代 期待と不安」文春新書）。

■時効がなくなる日

DNA鑑定などの科学捜査が発達すると、事件の発生から半世紀後に、犯人が逮捕されるという事態が起こりうる。刑事訴訟法で公訴時効が定められている理由の一つに、年月

の方法で、現場に残された微量の血痕や毛髪、唾液、精液、汗などから検出したDNAが被疑者に由来するものであるかどうかを見極めるために使われている。

DNA鑑定は、一九八五年にイギリスの遺伝子学者アレック・ジェフリー博士が開発した。日本では八九年から捜査に使われるようになったが、当初は完璧なものではなかった。九〇年に栃木県足利市で起きた幼女誘拐殺人事件では、DNA鑑定の結果をもとに幼稚園バスの元運転手が無期懲役の有罪判決を言い渡された。だが、この鑑定結果は疑わしく、むしろDNA鑑定が冤罪を招いた可能性もある。二〇〇八年二月、日本弁護士連合会の平山正剛会長は、この事件の再審請求は当然行われるべきとして、こう指摘した。

「上記の最高裁決定は、初めてDNA鑑定の証拠能力を認めたものとされているが、このDNA鑑定は極めて初期の方式に基づいて行われたものであり、DNA型判定のものさしとなるメーカーに狂いがあったことが判明して現在では使用中止になっているなど、その正確性自体に大きな疑念がもたれている」（「足利事件」再審請求棄却決定に関する会長声明）

の経過による証拠の散逸や目撃者の記憶の衰えといったことがあげられる。だが、科学捜査の進展や厳罰化を求める声の高まりを背景に、〇四年一月に刑事訴訟法が改正された。死刑にあたる罪の時効が一五年から二五年に、無期懲役または禁固にあたる罪の時効が一〇年から一五年に延長されたのだ。

アメリカでは、殺人には時効があつてはならないという民意を反映し、殺人事件に時効は適用されない。その象徴的な例が、〇八年一月にロサンゼルス市警察に留置され、自殺を図った三浦和義元社長の逮捕劇である。三浦元社長は、二七年前にロスで起きた妻の殺害容疑で日本の警察に逮捕され、〇三年三月に無罪が確定した。ところが、ロス市警はサイパンを訪問していた三浦元社長を、殺人の容疑で逮捕したのだ。逮捕時は、二〇年前の八八年に発行されたものであった。

日本でも、殺人事件の時効をなくすべきだという意見は多い。毎日新聞の全国世論調査（〇八年七月「六日付」）によれば、「なくすべきだ」が七七％で、維持派の一五％を大きく上回った。強姦などの犯罪でも、血液などのDNAがあれば、容疑者を特定しないまま起訴し時効を停止させる制度が米国ニューヨーク州などにあるが、日本でも同様の制度を「取り入れるべきだ」が六九％に達している。

【検視制度についての基礎知識】

* DNA型鑑定件数の推移

